青梅市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部 を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月30日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

青梅市モーターボート競走事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部 を改正する条例

青梅市モーターボート競走事業の設置等に関する条例(平成27年条例 第39号)の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「競走事業」という。」を「以下「ボートレース事業」という。」に改める。

第2条(見出しを含む。)中「競走事業」を「ボートレース事業」に改める。

第3条の見出し中「財務規定等」を「法」に改め、同条中「競走事業に 法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。」を「ボートレース事業 に法の規定の全部を適用する。」に改める。

第7条および第8条を削る。

第6条中「青梅市長(以下「市長」という。)」を「管理者」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(入場料等)

- 第8条 競走法第9条の規定により、入場者から徴収する入場料の額は管理者が定める。
- 2 入場者が特別席(会員制のものを含む。)を利用する場合にあっては、 前項の入場料のほかに管理者が定める料金を徴収する。
- 第5条中「青梅市(以下「市」という。)は、」を削り、「一部を」を「一部は、」に改め、同条を第6条とする。
- 第4条中「競走事業」を「ボートレース事業」に改め、同条を第5条と し、同条の前に次の1条を加える。

(組織)

- 第4条 法第14条の規定にもとづき、モーターボート競走事業管理者(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、ボートレース事業局を置く。
 - 第9条第2項中「市長は、」を削る。
 - 第11条中「競走事業」を「ボートレース事業」に改める。
- 第12条中「第243条の2」を「第243条の2の2」に、「競走事業」を「ボートレース事業」に、「全部または一部を免除する場合には、議会の同意を得なければならない。」を「全部または一部の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任にかかる賠償額が20万円以上である場合とする。」に改める。
 - 第13条および第14条を削り、第12条の次に次の1条を加える。

(議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等)

- 第13条 ボートレース事業の業務に関し、法第40条第2項の規定にも とづき条例で定めるものは、次のとおりとする。
 - (1) 負担付きの寄付または贈与の受領
 - (2) 審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、あっせん、調停および 仲裁ならびにその目的の価格が100万円を超える和解
 - (3) 100万円を超える損害賠償の額の決定
- 2 その目的の価格が100万円以下の和解または100万円以下の損害 賠償の額の決定をしたときは、青梅市長(以下「市長」という。)は、 これを議会に報告しなければならない。
 - 第15条中「市長」を「管理者」に、「競走事業」を「ボートレース事業」

に改め、同条を第14条とする。

第16条中「市長」を「管理者」に改め、同条を第15条とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(青梅市表彰条例の一部改正)

2 青梅市表彰条例(昭和31年条例第17号)の一部を次のように改正 する。

第4条第1項第2号中「病院事業管理者」の次に「、モーターボート 競走事業管理者」を加える。

(青梅市組織条例の一部改正)

3 青梅市組織条例(昭和38年条例第21号)の一部を次のように改正 する。

第1条中「事業部」を削る。

第2条事業部の項を削る。

(青梅市情報公開条例の一部改正)

4 青梅市情報公開条例(平成30年条例第31号)の一部を次のように 改正する。

第2条第1号中「病院事業管理者」の次に「、モーターボート競走事業管理者」を加える。

(青梅市個人情報保護条例の一部改正)

5 青梅市個人情報保護条例(平成9年条例第30号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第1号中「病院事業管理者」の次に「、モーターボート競走事業管理者」を加える。

(多摩川モーターボート競走場従事員の給与の種類および基準に関する 条例の一部改正)

6 多摩川モーターボート競走場従事員の給与の種類および基準に関する 条例(平成25年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第8条中「青梅市長(以下「市長」という。)」を「青梅市モーターボート競走事業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。

第11条中「市長」を「管理者」に改める。